# 日出町　保育所等入所選考基準

保育所等の入所調整は、下表により採点した合計点数の順位により、同じ希望順位（第1希望、第2希望など）である施設ごとに優先順位を決定します。 なお、特別な保護を要する世帯など、日出町長が特に入所の必要があると判断した場合は、基準（点数）によらず、最優先で取り扱うことがあります。

## Ⅰ．基本点数（保護者の状況に応じて採点）

| | 保育事由 | | 内　　容 | 点　数 |
|---|---|---|---|---|
| 基本点数 | 1．就労 | 【被雇用者】【自営業中心者】（農林業従事者含む） | ① 月160時間以上就労している | 20 |
| | | | ② 月140時間以上160時間未満就労している | 19 |
| | | | ③ 月120時間以上140時間未満就労している | 18 |
| | | | ④ 月100時間以上120時間未満就労している | 17 |
| | | | ⑤ 月 80時間以上 100時間未満就労している | 16 |
| | | | ⑥ 月 64時間以上　80時間未満就労している | 15 |
| | | 【自営業協力者】（農林業従事者含む）<br>※経営規模・業種・就労内容・収入実績等から補助的な業務を行う協力者を区分する。 | ① 月160時間以上就労している | 19 |
| | | | ② 月140時間以上160時間未満就労している | 18 |
| | | | ③ 月120時間以上140時間未満就労している | 17 |
| | | | ④ 月100時間以上120時間未満就労している | 16 |
| | | | ⑤ 月 80時間以上 100時間未満就労している | 15 |
| | | | ⑥ 月 64時間以上　80時間未満就労している | 14 |
| | 2．出産 | | － | 20 |
| | 3．傷病・障がい | | ① 傷病　おおむね1か月以上の入院をしている（する予定である） | 20 |
| | | | ② 傷病　おおむね1か月以上の常時安静または隔離を要する。 | 16 |
| | | | ③ 傷病　上記以外 | 10 |
| | | | ④ 障がい　身障者手帳2級以上である。（またはそれに準ずる公的機関の認定がある） | 20 |
| | | | ⑤ 障がい　身障者手帳3級である。（またはそれに準ずる公的機関の認定がある） | 16 |
| | | | ⑥ 障がい　上記以外 | 10 |
| | 4．病人介護等 | | ① 病院等施設での常時付き添い | 20 |
| | | | ② 自宅療養者（同居）の介護 | 10 |
| | 5．求職活動 | | ① 主たる生計維持者の失業 | 20 |
| | | | ② 上記以外 | 5 |
| | 6．就学 | | ① 就労のため、月120時間以上の就学している。 | 18 |
| | | | ② 就労のため、月64時間以上120時間未満の就学している。 | 14 |
| | | | ③ 上記以外 | 5 |
| | 7．災害復旧 | | ① おおむね1か月以上、自宅または親族の災害復旧に従事 | 20 |
| | | | ② 上記以外 | 5 |
| | 8．虐待・DV避難等 | | 児童相談所等からの意見書等が提出された場合 | 必要に応じて対応 |
| | 9．その他町長が認める | | 特別な保護を要する世帯、町内待機児童解消に向けた入所選考 | 必要に応じて対応 |
| | 10．育児休業中の転園 | | 既に育児休業による継続利用が認められ、認可保育施設へ入所している場合 | 3 |

※保護者それぞれにつき、採点を行います。（例：父は160h以上就労（被雇用者）、母は求職　⇒　父20点＋母5＝25点）
※上表中にない事案が発生した場合は、子育て支援課で協議のうえ、点数を決定します。

## Ⅱ．調整点数（世帯の状況に応じて採点）

| | 内　　容 | 点　数 |
|---|---|---|
| 調整点数 | 1．加点 | |
| | ① ひとり親家庭（児童扶養手当認定無） | 30 |
| | ② ひとり親家庭（児童扶養手当認定有） | 40 |
| | ③ 生活保護適用世帯 | 10 |
| | ④ DV等（原則として公的な証明がある場合） | 50 |
| | ⑤ 同一世帯員（実居住者のみ）が障がいを有する（障害者手帳、療育手帳等を保有） | 5 |
| | ⑥ 育児休業からの復職（正職員のみ） | 10 |
| | ⑦ 入所希望施設に、兄弟が既に入所している（入所月に兄弟児が退所している場合は適用無） | 20 |
| | ⑧ 兄弟で同時に入所を申し込む | 5 |
| | ⑨ 養育している子ども（小学生以下）の人数が3人以上いる世帯 | 5 |
| | 2．減点 | |
| | ① 日出町が所管する税及び利用料について、正当な理由なく滞納している | −20 |
| | ② 既に町内認可保育施設に入所している（年度当初の転園の場合は適用無） | −15 |

※世帯の状況によっては、複数の項目を合わせて採点することがあります。（例：正規職員育休復帰＋既入所兄弟児　⇒10点＋20点＝30点）
※上表中にない事案が発生した場合は、子育て支援課で協議のうえ、点数を決定します。

## Ⅲ．同点の場合の優先順位

次の①～⑦の順番で、優先順位を決定します。

①町が所管する税及び利用料等について、滞納がない。
②ひとり親又は在宅障がい者世帯である。（Ⅱ1①、②及び⑤の世帯）
③入所希望施設に、兄弟が既に入所している。（Ⅱ⑦）（※入所月に兄弟児が退所している場合は適用無）
④小学生以下の兄弟児が多い。（兄弟児の数により優先順位を決定）
⑤両親の雇用形態が正職員である。
⑥4/1年齢が60歳～74歳の直系尊属が、同一行政区内に居住していない。
⑦支給認定を希望する時期（入所を希望する月）が早い。（例：5月入所希望者の方が6月入所希望者より優先）

## Ⅳ．その他

新年度当初（4月1日）の入所は、施設全体（1～3号認定まで）の利用定員の105％を超えた入所は不可。
なお、以下の①～②の場合であれば、この限りでない。
①4月1日から利用定員を引き上げる予定であり、引き上げ後の利用定員であれば105％を超えない場合
②前年度より継続して入所している児童だけで105％を超過する場合
③その他、入所調整上、深刻な支障が生じる場合
※105％のパーセンテージの計算は、小数点以下を切り捨てて算出する。

令和8年10月入所より適用